令和６年５月２８日

市政記者クラブ様

緑政土木局緑地部緑地維持課
担当 逵・戸子台（972-2494）

土壌汚染の報告について

当局事業中の街路樹撤去工事（南－１０）（週休２日）において、掘削に伴う土壌調査を行った結果、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）に基づき定める基準を超える物質が検出されました。

環境保全条例第５７条の２に基づき、令和６年５月２８日に環境局へ報告しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１　検出場所

南区滝春町（詳細な位置については裏面参照）

２　汚染の状況

項目	汚染物質	基準を超えた濃度	基準に対する倍率	基準	基準超数／調査数
土壌溶出量調査	砒素及びその化合物	0.012mg/L	1.2倍	0.01mg/L以下	1／1

３　今後の対応

当面の措置や今後の対応について、環境局と十分に協議を行い実施していきます。

４　対象地

＜参考＞基準を超過した物質の毒性について

【砒(ひ)素及びその化合物】

急性毒性：70～200mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

＊70mg は、今回の土壌の濃度（0.012mg/L）では、水 5,833L に含まれる量になります。

慢性毒性：3～6mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、砒素及び砒素化合物をグループ１（人に対して発がん性がある）に分類している。

出典「改訂４版水道水質基準ガイドブック」
「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）